

## 南あわじ市農業法人活性化支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、今後の本市農業の担い手となる農業法人の経営の活性化を支援するため、経営規模の拡大や高度化に必要となる農業機械の導入経費や、法人運営に必要な経営、労務管理、販売管理等の知見を有する人材雇用に係る経費等に対して、補助金を交付することに関し、兵庫県の農業法人活性化支援事業実施要領（以下「県要領」という。）及び南あわじ市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (事業の内容等)

第2条 事業の内容、事業対象者及び補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 この要領に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第4条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付の可否を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

### (事業の着手)

第5条 事業対象者は、本事業に着手する場合は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情があると、市長が認める場合においては、交付決定前に着手することができるものとする。

### (補助事業の内容の変更)

第6条 事業対象者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、補助事業内容変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めたとき

は、補助事業内容変更承認決定通知書（様式第4号）により事業対象者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 事業対象者は、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施年度の2月末のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第8条 市長は実績報告書の提出があったときは、その書類等を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により事業対象者に通知しなければならない。なお、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金確定通知書を省略することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による補助金確定通知を受けた事業対象者は、補助金請求書（様式第7号）により、補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取消すことができる。

- (1) 実績報告書の内容に虚偽がある場合
  - (2) 実績報告書の提出後も県要領別記1及び別記2の第3に定める事業要件を満たさない場合
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第11条 市長は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 市長は、事業対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、令和4年4月18日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業の内容	事業対象者	補助上限額
農業法人活性化支援機械整備事業	県要領別記1の第2のとおり	県要領別記1の第6のとおり
法人運営プロフェッショナル人材 活用事業	県要領別記2の第2のとおり	県要領別記2の第5のとおり